上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、まちなか居住の推進に向けて、まちなかの生活又は地域コミュニティを気軽に体験することができる機会を創出するため、賃貸住宅に入居する人に対する賃貸住宅の家賃の一部について、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和４６年上越市規則第５６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　賃貸住宅　住宅（集合住宅を除く。）で、居住用として賃貸する空き家をいう。

⑵　空き家　住宅（集合住宅及び国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）で、空き家マッチング制度又は空き家情報バンクに登録されたものをいう。

⑶　空き家マッチング制度　まちなか居住の推進を目的として、市と町内会等が協働で取り組む空き家の所有者と利活用希望者のマッチングを行う制度をいう。

⑷　空き家情報バンク　本市と公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（平成２８年５月２日締結）及び本市と公益社団法人全日本不動産協会新潟県本部の間で締結している上越市空き家情報バンク制度の運用等に関する協定書（令和４年１０月４日締結）の定めるところにより、居住することが可能な空き家の情報を登録し、提供する制度をいう。

⑸　まちなか居住推進地区　上越市まちなか居住推進地区の認定に関する要綱（令和４年４月１日実施）に基づき市長が認定した町内会の区域をいう。

⑹　補助対象区域　高田区内のまちなか居住推進地区の区域をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる人（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する人とする。

　⑴　補助対象区域内の賃貸住宅を賃貸すること。

⑵　市税を完納していること。

⑶　単身世帯以外の世帯に属する人にあっては、主としてその世帯の生計を維持していること。

⑷　他の公的制度による家賃助成について、期間を重複して受けていないこと。

⑸　町内会に加入し、町内会活動等に協力する意思を有すること。

⑹　市が実施する施策に関する調査等に協力する意思を有すること。

（補助対象期間）

第４条　補助金の交付対象期間（以下「補助対象期間」という。）は、第７条第３項の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）のあった日の属する月以後の月で、月額家賃（管理費、共益費等を除き、入居期間が１月に満たない日割家賃を含まない。以下同じ。）を支払った月から１年間とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間内の居住している賃貸住宅の月額家賃から勤務先より支給される住居手当等及び管理費、共益費等を減じて得た額とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、１月につき、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に　　１，０００円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、２万円を限度とする。

２　補助金の交付は、一の補助対象者につき１回を限度とする。ただし、交付決定のあった補助対象期間が１２月に満たない場合は、１２月から交付決定があった補助対象期間を減じた月数について、当該交付決定があった年度の翌年度に限り交付を受けることができる。

（交付申請等）

第７条　補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、賃貸借契約した日から起算して２月以内に上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付申請書（第１号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前条第２項ただし書の規定による交付を受けようとする補助対象者は、この限りでない。

⑴　位置図

⑵　誓約書（第２号様式）

⑶　賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し

⑷　住居手当等の額が分かる書類

２　前項の規定にかかわらず、補助対象者は、前条第２項ただし書の規定による交付を受けようとするときは、交付決定を受けた年度の翌年度の４月末日までに、申請書を提出しなければならない。

３　市長は、申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定した

決定

ときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付 　 通知書（第

却下

３号様式）により通知するものとする。

（変更申請等）

第８条　補助事業者は、前条補助事業の内容を変更しようとするときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）事業内容変更承認申請書（第４号様式）に同条第１項に掲げる書類のうち変更事項に関するものを添えて市長に提出しなければならない。

２　前条第３項の規定は、前項の規定による変更の承認について準用する。

（概算払等）

第９条　補助金は、上越市財務規則（昭和４６年上越市規則第３５号）第８７条の規定により、概算払することができる。

２　交付決定を受けた人のうち、補助金の概算払を受けようとする人は、次の各号に掲げる家賃の区分に応じ、当該各号に定める日までに請求書を市長に提出しなければならない。

⑴　４月から７月までの間の家賃　７月末日

⑵　８月から１１月までの間の家賃　１１月末日

⑶　１２月から翌年３月までの間の家賃　３月１５日

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業が完了した日から１月以内又は補助対象事業が完了した年度の末日のいずれか早い日までに、上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）実績報告書（第５号様式）に家賃の支払を証する書類の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、第６条第２項の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受ける年度ごとに、前項の書類を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１１条　市長は、前条の実績報告の提出があったときは、これを審査し、補助金の額を確定したときは、上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）確定通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から実施する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から実施する。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から実施する。

（経過措置）

２　改正後の上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

３　この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第１号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第１号様式に相当する様式として使用することができる。

第１号様式（第７条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 上越市 |
| 世帯の状況（申請者を含む世帯員全員を記入） | 世帯員氏名 | 続柄 | 生年月日 |
|  | 本人 | 年　　月　　日 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |  | 年　　月　　日 |
|  |  | 　年　　月　　日 |
| 住宅賃貸借契約 | 月額家賃：　　　　　　円（管理費、共益費等を除く。）住居手当等：　　　　　　円（勤務先から住居手当等の支給がある人のみ）賃貸借契約日：　　　　年　　月　　日 |
| 他の公的制度による家賃助成 | □受けていない□受けている（名称：　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　）（交付期間：　　　　年　　月から　　　　年　　月まで） |
| 添付書類 | □ 位置図□ 誓約書（第２号様式）□ 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し□ 住居手当等の額が分かる書類 |

○市税の納税状況等の調査に関する承諾

|  |
| --- |
| まちなか居住に関する支援事業の実施のため、申請書に記載された情報を関係部署で共有すること及び補助金交付の審査のため、　　　　　　　　課の職員が次の公簿等を閲覧し、又は確認することを承諾します。　⑴　住民基本台帳⑵　納税状況⑶　市の他の家賃助成制度の活用状況申請者　　　　　　　　　　　　　　　 |

第２号様式（第７条関係）

誓　約　書

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）の申請に当たり、上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付要綱を遵守して、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約します。

⑴　居住用として住宅を賃貸すること。

⑵　上越市が実施する施策に関する調査等に協力する意思を有すること。

⑶　他の公的制度による家賃助成について、期間を重複して受けていないこと。

⑷　補助金を暴力団の活動に使用しないこと。

⑸　補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与しないこと。

⑹　上記事項（⑵を除く。）に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還すること。

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者氏名

第３号様式（第７条関係）

決定

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付 通知書

却下

第　　　　　号

年　　月　　日

様

上越市長

年　　月　　日付けで申請のあったまちなか居住推進事業補助金（お試し居住家

とおり決定

賃支援）の交付について、次の　　　　　　　　　　したので通知します。

理由により申請を却下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 決　定 | 交付決定額 | 　　　　　　　　　　円 |
| （月額家賃　　　　円 ― 住居手当等 　　　　円）×１／２≒ 　　　　円／月（千円未満切捨て）　　　　 　円／月×　　か月＝　　　　　円 |
| 補助対象期間 | 年　　月から　　　　年　　月まで（　　月／１２月） |
| 交付条件 | １　この補助金の対象となる事業及びその内容は、　　 年　　月　　日付けによる交付申請書記載のとおりとする。２　この補助金は、目的以外の経費に使用してはならない。３　上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）交付要綱に従うこと。 |
| 却　下 | 理由 |  |

第４号様式（第８条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）事業内容変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付け　　第　　　　　号で交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）について、次のとおり交付対象事業に係る変更の承認を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 上越市 |
| 変更内容 |  |
| 住宅賃貸借契約（変更後） | 月額家賃：　　　　　　円（管理費、共益費等を除く。）住居手当等：　　　　　　円（勤務先から住居手当等の支給がある人のみ）賃貸借契約日：　　　　年　　月　　日 |
| 他の公的制度による家賃助成（変更後） | □受けていない□受けている（名称：　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　）（交付期間：　　　　年　　月から　　　　年　　月まで） |
| 添付書類（変更事項に関するもの） | □ 位置図□ 誓約書（第２号様式）□ 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し□ 住居手当等の額が分かる書類 |

第５号様式（第１０条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）実績報告書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

年　　月　　日付けで交付決定を受けた上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）について、家賃の支払が完了したので、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金額 | 　　　　　　　　　　円 |
| （月額家賃　　　　円 ― 住居手当等 　　　　円）×１／２≒ 　　　　円／月（千円未満切捨て）　　　　 　円／月×　　か月＝　　　　　円 |
| 補助対象期間 | 年　　月から　　　　年　　月まで（　　月／１２月） |

備考　家賃の支払を確認することができる書類の写しを添付してください。

第６号様式（第１１条関係）

上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　 　　　　　　様

上越市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった上越市まちなか居住推進事業補助金（お試し居住家賃支援）について、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付確定額 | 　　　　　　　　　　　円（　　月／１２月） |